

参 考 資 料

令和 4 年 4 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報告第 4 号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1

寝屋川市税条例の一部改正

(令和 4 年 3 月 31 日専決)

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行う等のため、一部改正を行う。

【備考】

『地方税法』の改正により、「景気回復を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等〔宅地等(=農地以外の土地)のうち住宅用地以外の宅地等〕に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%〔現行=5%〕とする」とこととされた。

2 改正内容

(1) 市民税

ア 寄附金税額控除(第24条の2関係)

『所得税法施行令』における寄附金控除に係る経過措置に合わせた規定の整理を行う。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 固定資産課税台帳の閲覧等の手数料(第84条、第85条関係)

「閲覧に供する場合における固定資産課税台帳」又は「固定資産課税台帳の記載事項の証明書を交付する場合における当該証明書」には、『地方税法』に基づく一定の措置(住所の削除などの措置)を講じたものを含むこととする。

* 『地方税法』の改正により、「固定資産課税台帳を閲覧に供し又は固定資産課税台帳の記載事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるときなどには、一定の措置(住所の削除などの措置)を講ずることができる」とこととされた。

イ 宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例(附則第18条、附則第24条関係)

商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、当該商業地等に係る令和 4 年度分の税額が、「令和 3 年度分の課税標

準額に、令和4年度の価格に100分の2.5を乗じて得た額を加算した額」を課税標準額とした場合の税額(商業地等調整税額)を超える場合(附則第18条第2項から第5項まで又は附則第24条第2項から第5項までの規定に該当する場合を除く。)には、当該税額(商業地等調整税額)とする。

(3) その他、『地方税法』の改正に伴い、同法の引用条項及び用語について整理を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

固定資産税及び都市計画税に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)

寝屋川市税条例

No.1

改正案	現行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定する寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定する寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

改正案	現行
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</p>

改正案	現行
<p>1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、寝屋川市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、寝屋川市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>の閲覧</p> <p>の手数料は、寝屋川市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書</p> <p>の交付手数料は、寝屋川市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正案

現行

<p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
---	---

改正案	現行
18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第29項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第30項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第33項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第34項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第34項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第35項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第39項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第42項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。
24 法附則第15条第43項に規定する条項で定める割合は、3分の1とする。	24 法附則第15条第46項に規定する条項で定める割合は、3分の1とする。
25・26 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	25・26 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第15条 (略) 2～8 (略)	第15条 (略) 2～8 (略)
9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各	9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事 等が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各

改正案

現行

<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>法附則第15条の9第9項</u>に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p>	<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>法附則第15条の9第9項</u>に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5</p> <p>を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度</p>

改正案

現行

分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5（略）

（読替規定）

第32条 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附

分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5

を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5（略）

（読替規定）

第32条 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附

改正案	現行
<p>則第17条第4号に、附則第24条第4項、第5項及び附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第26条及び附則第27条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第27条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>則第17条第4号に、附則第24条第4項、第5項及び附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第26条及び附則第27条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第27条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年</p>	

改正案	現行
度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。	